

麻生区役所カスタマーハラスメント対策委員会設置要綱

（設置）

第1条 川崎市カスタマーハラスメント対策委員会等設置要綱第5条の規定に基づき、麻生区役所の職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る事項について検討し、対策を実施するため、麻生区役所カスタマーハラスメント対策委員会（以下「局（区）委員会」という。）を設置する。

（委員長等）

第2条 委員会の委員長等は、別表のとおりとする。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）麻生区役所の職員に対するカスタマーハラスメント対策の検討及び推進に関すること
- （2）職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る麻生区役所の連絡及び調整に関すること
- （3）その他必要な事項

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、麻生区役所まちづくり推進部総務課において処理する。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

委員長	麻生区長
副委員長	副区長
委員	区民サービス部長
	地域みまもり支援センター所長
	地域みまもり支援センター副所長
	道路公園センター所長
	まちづくり推進部総務課長